

# 第14回総務文教常任委員会会議録

平成28年12月8日（木）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 10時17分

---

## ○会議に付した事件

### 1. 町からの協議・報告事項について

#### ●総務課

- ①清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- ②清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ③平成28年度一般会計補正予算（総務課所管分）について
- ④緑温泉の指定管理者の選定について
- ⑤清里町地域防災計画の改正概要について

#### ●消防署清里分署

- ①年末・年始の消防団行事予定について

#### ●企画政策課

- ①平成28年度一般会計補正予算（第7号）の概要について
- ②きよさと情報交流施設「きよ～る」の外構について

### 2. 意見書の検討について

- ①JR 北海道・JR 九州・JR 貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について
- ②地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- ③大雨災害に関する意見書について
- ④JR 北海道への経営支援を求める意見書について

### 3. 次回委員会の開催について

### 4. その他

---

## ○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委 員	村 島 健 二	委 員	池 下 昇
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

---

○欠席委員 なし

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

■総務課長	澤本 正弘	■総務G主幹	梅村百合子
■管財G総括主査	三浦 厚	■総務G主査	吉本 淳
■消防分署長	野呂田成人	■警防係長	内野 智也
■企画政策課長	本松 昭仁	■企画政策課主幹	清田 憲宏
■まちづくりG総括主査	泉井 健志	■まちづくりG主査	水尾 和広

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏  
主 査 寺 岡 輝 美

---

### ●開会の宣告

### ○勝又委員長

第14回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

---

### ○勝又委員長

大きな1番、町からの協議報告事項ということで総務課5点ございます。総務課よろしくお願  
いします。総務課長。

### ○総務課長

それでは、総務課の協議報告事項につきまして私より概要を説明し、その後担当者より詳細に  
ついて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、2条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いま  
して、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しと非常勤職員における育児休業等の要件緩和の  
改定を行うものでございます。補正案件につきましては、水元の斜里川沿いにあります職員住宅  
につきまして、明年社会人枠として採用される2名の方は世帯持ちでございます。その方々に入  
居していただく予定でございます。つきましては支障のあります床の修繕等を行うための補正を  
計上するものでございます。

次の緑温泉の指定管理者の選定につきましては、指定管理者候補者の選定が終わりましたので  
選定結果について御報告をさせていただきたいと思えます。なお、12月定例会におきまして指  
定管理者の指定につきましてご提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと  
存じます。

次の清里町地域防災計画につきましては、防災関連関係法令の改正及び北海道地域防災計画の  
見直しなどにより本年度清里町地域防災計画の改正を行っているところでございます。現在まで  
役場内の企画委員会これは管理職でございますが、その企画委員会におきまして問題点と改正点

について整理をしてくれているところでございます。見直しの方向性等につきまして、概略及び今後のスケジュール、予定につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。それでは担当よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○勝又委員長

担当主査。

#### ○総務G主査

それでは私の方から、清里町職員の勤務時間休暇等に関する条例及び清里町職員の育児休業に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。1ページをご覧ください。

1の改正理由につきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本町の条例におきましても育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、育児休業の申し出要件の緩和及び部分休業の規定について整備する必要が生じたことによるものです。

2の改正内容であります。大きく3つございます。(1)育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるもの。(2)非常勤職員における育児休業について、1歳6カ月までの取得について、要件を緩和するもの。(3)部分休業について介護時間の創設に伴い、介護時間の規定を盛り込むものであります。

3の一部改正が必要となる関係条例であります。2つの条例がございます。1つ目の清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、先ほどご説明しました育児休業等の対象となる子の範囲を見直す規定について整備するものであり、2つ目の清里町職員の育児休業等に関する条例につきましては、非常勤職員における育児休業取得要件の緩和と部分休業における介護時間の規定について整備するものであります。

次の施行期日については、2条例とも、平成29年1月1日となります。

新旧対照表につきまして、2ページから4ページにかけて清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について記載しております。育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに関する内容となります。5ページから9ページにかけて清里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について記載しております。5ページ、第2条において非常勤職員における育児休業取得要件の緩和について、第2条の2において育児休業法に基づく条例で定めるものの規定、7ページの第3条2項において特別養子縁組が成立しなかった場合の規定、8ページ、10条において育児短時間勤務職員における同様の規定、第20条第2項において部分休業における介護時間について規定する内容となっております。

以上で、清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び清里町職員の育児休業に関する条例の一部改正について説明を終わります。

#### ○勝又委員長

はい。ただいま①番それから②番も含めて清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部及び清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで説明がございました。委員の皆様方から質問等ございましたら。はい、池下委員。

**○池下委員**

今回条例改正するんですけど、今までの状況は。育児休業って実態としてはあるんですか。

**○勝又委員長**

はい主査。

**○総務G主査**

実際に育児休業に関しましては、正規職員でございましたら女性職員でございます。女性職員は大体3歳になる子の面倒まで取得するというのが実際でございます。

**○勝又委員長**

よろしいですか。ほか委員さんありませんか。なければ進みます。③番、平成28年度一般会計補正予算総務課所管分について。はい、担当。

**○総務G主査**

それでは私の方から、補正予算の概要について説明させていただきます。2款総務費、2項総務管理費、13目職員福利厚生費職員住宅修繕事業における補正事業。こちらの内容につきまして御説明させていただきます。10ページご覧ください。

社会人枠で採用する世帯持ち職員2名の入居予定住宅として水元18番地にあります、世帯向け職員住宅のうち、2戸について必要最小限床の修繕について行っていくものであります。修繕料といたしまして2戸260万円について、すべて一般財源において計上するものでございます。

以上で補正予算の概要説明を終わります。

**○勝又委員長**

ただ今、平成28年度一般会計補正予算総務課所管分についての説明がございました。委員の皆様方からありませんか。無いようですので終わります。進みます。④番、緑温泉の指定管理者の選定について。はい、総括主査。

**○管財G総括主査**

それでは緑温泉の指定管理者の選定につきまして、ご説明をいたします。11ページをご覧くださいと思います。緑温泉の指定管理者の募集につきましては10月17日から11月16日まで行いましたが1団体から申請がございました。申請のあった団体につきまして、指定管理者選定委員会を4回にわたりまして実施し、申請にかかる書類審査及び団体に対するヒアリング審査、並びに選定委員会におけます協議を行ってきたところでございます。審査項目におきましては審査基準で定められた評価ラインを超えていることや総合的評価によりまして、指定管理者候補として選定をされました。

つきましては、現在緑温泉の指定管理者でございます。清里町緑町26番地、株式会社ヴェルデを指定管理者として指定するよう、次回議会提案を予定しているところでございます。指定の期間につきましては、平成29年4月1日から34年3月31日までの5年間としてございます。5年間の基準価格3千715万円のところ、業者からの提示価格につきましては3千710万円

となっております。したがって債務負担行為の限度額につきましては、29年度から33年度までの3千710万円としてございます。以上で緑温泉の指定管理者の指定についての説明を終わります。

#### ○勝又委員長

はい。ただいま担当の方から緑温泉の指定管理者の選定についての説明がございました。委員の皆様方から質問、意見等ございましたら伺います。ありませんか。無ければ進みます。⑤番清里町地域防災計画の改正概要について。はい総括主査。

#### ○管財G総括主査

続きまして、清里町地域防災計画の修正概要について御説明をいたします。12ページをご覧ください。

1番、清里町地域防災計画でございます。地域防災計画につきましては、災害対策基本法及び清里町の防災会議条例の規定に基づきまして清里町防災会議が作成する計画でございます。防災対策を推進するための基本的事項を定め、本町における防災の安全をすることを目的としてございます。本計画は町が行うべき予防応急復旧等の災害対策を中心に各防災機関等の責務を明らかにした中、それぞれが協力して防災にあたるもので、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図るとともに国道等の防災関係機関及び住民や事業者との連携をとりながら本町の災害特質にあわせた災害対策に関する総合的かつ基本的な仕組みを定めてございます。

2番修正の背景でございます。従来、町におきまして、この計画に基づき災害対策を推進したところでございます。しかしながら、東日本大震災以後も発生する大規模な地震、洪水、土砂災害などこれまで想定していた規模を上回る被害が頻発している状況をうけまして、国道におきましては、新たな災害対策基本法並びに各種法令の改正防災計画の修正を行ってございます。このため本町におきましても、この災害対策基本法初めとする各種法令に計画等に整合を図りながら、防災減災対策の基本となる計画の見直しを行うものでございます。

3番見直しの方向性としまして、本計画につきましては26年度に一部大震災の教訓を踏まえた見直しを行っていますが、その後計画の大幅な改定を受けまして災害時の被害を最小化する減災の考え方を新たに防災の基本方針とするなど改めて東日本大震災以降の防災対策を踏まえた災害対策を反映することを目的とした全面的な見直しを行ってまいります。見直しにつきましては以下3つのポイント①から③ですけれども、こちらの部分を含めまして、見直しを行っていく予定となっております。

13ページをご覧ください。国及び道における近年の主な計画改定状況でございましてこれらの部分を踏まえ内容を整理してまいりたいと考えております。

14ページをご覧ください。主な改定事項でございますが、東日本大震災を踏まえた各種防災対策の強化推進としまして①から⑤のポイントをもとに検討してございます。

次に、各種災害に対応した対策の強化としまして、1から4のポイントをもとに検討してまいりたいと思っております。

15ページをご覧ください。4番、地域防災計画の全体構成でございます。今回の修正案につきましては、国道の計画との整合性を図ってまいりますが、新たに作成する防災計画につきましては基本編を中心としまして、地震災害対策編を追加するとともに、計画書等の

内容をもとにした資料編を取りまとめ、3編で構成していきたいと考えてございます。清里町防災計画の全体構成につきましては、以下表にあるとおり、基本編では第1章から第9章にそれぞれの記載事項を網羅していきたいと思っています。

地震対策編では、第1章から第4章とし記載事項を網羅していきます。資料編では、本編に関連する事項についての内容を整理してまいります。

16ページをご覧いただきたいと思います。今後のスケジュール案でございますが、現在12月下旬を目途に、計画素案の策定並びに防災関係機関への意見照会を始めていきたいと考えています。並びに1月以降パブリックコメントの検討を行っていきまして、1月下旬を目途に、防災関係機関からの修正意見、またパブリックコメント等の意見を今後取りまとめていきまして、2月下旬計画案の策定をし3月中での防災会議での審議を経まして、3月下旬、道におきます最終協議を経て、計画案全面見直しという形で図ってまいりたいと考えてございます。計画素案が出来次第、委員皆さまにもご協議いたしますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。以上で地域防災計画修正概要の説明を終わります。

#### ○勝又委員長

ただ今、清里町地域防災計画の修正改正概要について説明がございました。計画の見直しということでございます。皆様からご質問意見等ございましたら。はい、前中委員。

#### ○前中委員

本町に防災無線が入っているんですけど、その活用っていうのがちょっと。本町も防災無線あると思うんですけども、防災無線の数だとか、あるいは警防の中で本来365日保守点検という部分で広報活動しているって聞いておりますので、今後防災無線の中で広報周知するのか、防災メールの普及を今まで以上に推進していくという文言をこの中に取り入れるのか、広報活動について説明願いたいと思うんですけど。はい課長。

#### ○総務課長

前中委員からの御質問でございますが、先ほどご説明した中に企画委員会、これ課長職の中でございますが、その中で今言った案件等についても、いろいろ議論をしてきたところでございます。方向的には防災無線の活用の仕方はどうなのか。それときよさとメールですか。今町民の方に推奨しながら進んできているということもありまして、今後、方向性としてはきよさとメールをいかに町民の方に活用してもらおうのか、その辺の広報活動もして参りたいというふうに考えてございます。

あと防災無線については、実際にどれだけの効果があるのか、風向きですとかいろんなことによって効果等も問われるところがございますので、その辺も検証しながら計画等の方に反映をしていきたいというふうに考えてございます。

#### ○勝又委員長

よろしいですか。

**○前中委員**

よろしくお願いします。

**○勝又委員長**

他委員さん、堀川委員。

**○堀川委員**

確認なんですけども、地震ですとか洪水ですとかの対策は随分強く書かれているようなんですけども、北国ならではの冬の吹雪ですとかもきちんと計画の中に入ってくるんでしょうか。

**○勝又委員長**

はい総括主査。

**○管財G総括主査**

再度確認をしていきますけれども、そういった部分も取りこめるような形で考えていきたいと思っております。

**○勝又委員長**

よろしいですか。他。委員さんからありませんか。なければ総務課全般を通して質問漏れございましたら。ありませんか。無いようですので、以上で総務課終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

**○総務課長**

ありがとうございました。

**○勝又委員長**

引き続き、消防署清里分署1点ございます。①年末年始の消防団行事予定について。分署長。

**○消防分署長**

それでは提出しております、年末年始の消防団行事予定につきまして、担当係長よりご説明申し上げます。

**○勝又委員長**

担当係長。

**○警防係長**

それでは、年末年始の消防団行事予定についてご説明いたします。はじめに歳末特別警戒活動の実施についてですが、実施期間につきましては今月の26日の月曜日から30日金曜日までの5日間となっております。この実施期間中には午後7時から30秒間啓蒙サイレンを吹鳴いたします。夜間広報活動につきましては午後7時から女性消防団員が行います。26日に札弦地区、

27日には緑地区、28日には清里地区となっております。

続きまして、清里消防団出初式についてご説明いたします。実施日につきましては平成29年1月4日水曜日内容につきましては、午前10時30分から分列行進を行います。コミット前を出発しまして町民会館までとなっております。10時45分からは町民会館にて式典を行う予定となっております。なお事前の連絡につきましては今月の12日付にて案内状を来賓、消防関係者へ発送予定となっております。以上で説明を終わります。

#### ○勝又委員長

はい。ただいま年末年始の消防団行事の予定についての説明がございました。歳末特別警戒活動の実施そして清里消防団出初式についてでございます。委員の皆様方からありませんか。無いようですので消防署清里分署について終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

#### ○勝又委員長

企画政策課2点ございます。①番平成28年度一般会計補正予算第7号の概要について。課長。

#### ○企画政策課長

平成28年度一般補正予算第7号の概要でございますけども、町全体の財政の関係で、全体の補正の関係、担当の泉井の方から説明させていただきます。また企画政策課所管の日本ハムファイターズの関係並びに美しい村連合の関係の補正の関係もございますので、これについては担当の水尾からそれぞれ説明をさせていただきたいと思います。

#### ○勝又委員長

はい、総括主査。

#### ○まちづくりG総括主査

それでは私の方から平成28年度一般会計補正予算第7号につきましてご説明いたします。企画政策課、1ページお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、2千587万6千円を追加し、予算の総額を52億224万3千円とするものでございます。なお表の右側、主な内容欄につきましては、今回の補正に係る事業につきまして掲載をしております。

はじめに歳出の補正内容から御説明申し上げます。まず総務費ですが、職員住宅修繕事業につきましては、次年度において採用予定の職員が入居する住宅2戸の修繕に係る経費260万円の計上でございます。日本で最も美しい村連合加盟事業につきましては、このたび同連合へ加盟したことに伴い、今後において必要となる経費を計上するものでありまして旅費、需用費などをあわせまして119万1千円であります。北海道日本ハムファイターズ応援大使事業につきましては、本事業3月までの今年度分の活動等に係る経費を計上するものでございます。旅費、需用費あわせまして107万7千円であります。総務費合計486万8千円の増額補正でございます。

続きまして民生費でございますが、臨時福祉給付金事業につきましては消費税増にかかる負担軽減としまして低所得者への給付金として971万5千円を計上してございます。またケアハウス整備事業につきましては、ケアハウスの整備に係る建築確認申請等の経費を計上するものであ



りまして北海道収入証紙代と構造計算適合判定手数料あわせまして、41万円、民生費合計は1千12万5千円でございます。

続きまして衛生費でございます。後期高齢者医療療養給付事業1千88万3千円の増額補正であります。こちらは平成27年度実績精査に伴う追加負担金でございます。歳出合計2千587万6千円であります。

次に歳入につきましてご説明をいたします。まず地方交付税につきましては、1千616万1千円を充当してございます。国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金事業補助金971万5千円。こちら歳出にてご説明しました臨時福祉給付金事業全額国庫補助でありまして特定財源として歳入予算に計上してまいります。

以上歳入合計2千587万6千円でございます。

次のページをお開きください。今回の補正の事業内容及び財源内訳でございますが、ご覧の6事業でございます。企画政策課分につきましては2事業ございまして、他の課の事業につきましては、それぞれ原課より説明があろうかと思っておりますので、こちらからは説明は省略させていただきます。

企画政策課所管分につきましては、上から2つ目の日本で最も美しい村連合加盟事業とその下の北海道日本ハムファイターズ応援大使事業この2本ございまして、事業内容等につきましては担当主査の水尾より説明を申し上げます。

## ○勝又委員長

担当主査。

## ○まちづくりG主査

それでは私より日本最も美しい村連合加盟事業と北海道日本ハムファイターズ応援事業につきまして、御説明の方をさせていただきます。2ページご覧ください。

まず初めに最も美しい村連合加盟事業につきまして、ご説明をいたします。まず来年度の全体的な事務協議及びサポーター企業との意見交換を行う担当補佐役会議道内の市町村で構成し、美しい村連合のPR事業を行っております、日本でも最も美しい村づくり北海道連携会議に出席する旅費といたしまして21万8千円を美しい村連合加盟のPR宣材資料といたしまして、町内施設等に設置する清里町名入パネル、町内商店にPRしていただくためのロゴポスターやポスター、ポスターフレーム名刺台紙やピンバッチ購入に係る消耗品費既存の名刺や商品等に貼りPRを行うためのロゴマークシール印刷に係る印刷製本費の予算といたしまして、需用費で59万3千円負担金補助及び交付金といたしまして、本年度会費、事務負担金、会議負担金といたしまして、38万円を計上してございます。

続きまして北海道日本ハムファイターズ応援事業について御説明の方をさせていただきます。北海道日本ハムファイターズ応援大使につきましては11月23日開催の北海道日本ハムファイターズファンフェスティバル2016内で、宮西尚生投手と中村勝投手に決定いたしました。応援大使任務期間は、2017年1月から12月までの1年間となります。

本年度の事業といたしましては、実行委員会の構築及び選手及び日本ハムファイターズへの激励訪問等が主なものとなり、応援ツアーや少年野球への野球教室などにつきましては、来春以降となる予定でございます。補正予算といたしましては、沖縄春季キャンプ訪問及び例年3月に開

催されますファイターズ決起集会への旅費35万円、消耗品費といたしまして、きよ～る、パパス等へ設置する応援大使等身大パネル購入費、印刷製本費会議等、水等の賄費の食糧費等、需用費で26万9千円、春季キャンプ移動用のレンタカー代といたしまして、使用料及び賃借料2万3千円、平成28年度の実行委員会運営費交付金といたしまして、キャンプ訪問決起集会参加旅費、キャンプ激励にかかる差し入れ品、報償費運営事務費を見込みまして、負担金補助及び交付金として43万5千円計上しているところでございます。以上で説明終わります。

#### ○勝又委員長

ただいま一般会計補正第7号の概要についての説明がございました。委員の皆様方から。はい、池下委員。

#### ○池下委員

日本で最も美しい村連合についてちょっとお伺いしたいんですが、今回この119万1千円って一般財源から出しますけども、お金出すことは別にかまわない。まだ決まったばかりっていうのもありますけども、町民の方がどうもまだ知らない人が多い。PRをするために旅費だとか出ていきますけど、まず町民の方にどうやっぴり知ってもらうか。それと町の中あちらこちらにこの日本で最も美しい村になったんですよっていうアピールの仕方をもっと力を入れてやっていく必要があるんじゃないかないうふうに思うんですけども、そこら辺のことはまだ決まったばかりで時間が経っていませんから、どういうふうに今後やっていこうとしているのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思う。

#### ○勝又委員長

課長。

#### ○企画政策課長

町民の方々にまだ浸透していないという御意見でございますけども、只今担当主査の方から申し上げましたとおり、そういった町民の方々に浸透するように、ポスターですとかそういったものの購入を取り急ぎ進めて、町民の方々にも理解を得られ浸透するようにグッズだとかそういったものの配布なり、また広報にあげて引き続き周知浸透を図っていきたいというふうに考えてございますし、さらには、来年の2月のまちづくり住民大会で、いろいろな地域課題でありますとか提言になりますとか、そういった形で全町民にかかわるような話題を取り上げながら行っている住民大会でありますけども、今年度につきましては、美しい村を題材にしまして美しい村とまちづくりと言いますか、そういったものの関連性でありますとか、まだまだ町民に伝わっていない部分の浸透って言いますか、周知も含めた中で、どう美しい村とまちの活性化とつなげていくのかというような部分も掘り下げながら、議論を重ねて周知も図っていきたいという部分を少しずつ対応しながら、今後とも住民に浸透し、御理解を得て、そしてそれを生かした活力のあるまちづくりに繋げていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○勝又委員長

はい池下委員。

### ○池下委員

この美しい村に入る時に村連合の方が、景色が美しいだけではだめですよ、こういう基準にあるんですということで、町民の方の生活だとか文化だとかそういうものも絶対絡んでくるっていう話はしていたんですけど、これ道内にあちこちいっぱいあるわけじゃないんで、もっとこれに入った特典を活かしていくような、このへんでは本当にこれに加盟しているところはないんですよっていうアピールの仕方っていうのは、例えば町の入り口に1つの例を挙げれば看板を立てていくとか、そういうことを十分に視野に入れながらやっていかないと。

それと先ほども言いましたけども、広報それから住民大会で課長が説明していくって話ですけども、常日頃からそういった感覚を持ってやっていかないと。せっかく入ったのに無駄にならないようにやっていってほしいっていうふうに私は思います。

### ○勝又委員長

はい、課長。

### ○企画政策課長

御意見のとおりです。十分にある意味ではスピード感を持って、ある意味では丁寧に町民の方々に御理解を得られるように、そして先ほど委員の方からお話いただきました景観が美しいだけではないということ認められたということは、逆に町民の方々の今までの努力って言うんですか、そういうことを十分に誇りを持って、これから生活していただいて良いんですよということをしっかりと丁寧に伝えていきながら、自信を持って胸を張って、これからのまちづくりを進めてもらいたいというような一つのシンボリックな部分もございますので、そういったものも十分に町民の方々に理解をいただきながら町民一つになって、この美しい村を良いように活用しながら、これからのまちづくりに生かしていきたいというふうに思っておりますので、話は戻りませうけれども十分に町民の方々に浸透するように理解を得られるように、今後とも周知を図っていききたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

### ○勝又委員長

よろしいですか。ほか河口委員。

### ○河口委員

今の関連になりますけども、美しい村に入るときの協議会が町長交えてあったはずで、それは議会の承認がまず第1前提です。そのいろんな意見の中で、今、池下議員が言われた内容が相当皆さんの意見の中であった。その後審査があって、入りましたと。だけどその間に課長の言われるように町民皆で何とかこの美しい村に入りたいという気持ちがその中にはやっぱりそういう候補っていうのはなかったんだろうと思いますね。とりあえず入ってみてから考えましょうということだったのか。要するに美しい村に入るための順番が違う。町民からの盛り上がりの中で、入っていた美しい村連合じゃなくて順番が少し違っていたんだろうと思います。それをなんて言うか、町民の理解をしてもらって、さらなる力になれる方法を課長言われるように、しっかりと目に見える形で動いていく。行政が一生懸命やっていることが、町民がみんな理解しているのか

っていうと、そうではない部分というのは結構あります。これはパフォーマンスも大変重要なんでしょうと思います。せっかく入れた価値っていうやつを、どんどんアピールしていただいて、それは行政が動くんじゃない、どうやって町民が動いてもらうかという工夫をぜひやっていただきたいと。先ほど中で、少しずつということでありましたけども、少しずつではなくて、せっかくです。最初の1年目っていうのは非常に大事な部分になると思いますんで、やっぱり速度を上げてやっていただきたいと思います。以上です。

**○勝又委員長**

はい課長。

**○企画政策課長**

先程申し上げましたとおり、ある部分ではスピード感を持ってということで御説明したと思うんですけども、スピード感を持つということと丁寧に伝えなければならぬところは丁寧に伝えるという両方のめり張りを持って、河口委員から御意見いただきました速度をあげてというような部分も、当然鑑みながら十分に周知を図って、今の御意見も十分参考にしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**○勝又委員長**

よろしいですか。他委員さんありませんか。目に見える形でって言ったんですけど、見える化って大事なことだと思うんですね。そのことを町民に浸透してってという部分がありますのでまだちょっと浸透しきれてない部分もあるかもしれませんけども、町を挙げてこういうことに対して喜んだり、色んなことに対処していけるような取り組みっていうのは大事でないかなと思っています。よろしくお願いします。

それでは企画政策課2番、清里情報交流施設きよ〜るの外構について。課長。

**○企画政策課長**

このきよ〜るの外構の関係についても、前回11月の常任委員会で議員各位の皆様方から様々な御意見をいただきました。現状の有効利用の関係でありますとか、かかる経費とその効果の関係でありますとか、戦略的になっているかどうかというような部分でありますとか、そういうもろもろの部分の踏まえて、もう少し時間をかけて進めてはどうかというような御意見が大勢だったかなというふうに思っております。

そういった部分で担当課としましても1度リセットして、今回についてはきよ〜るができたということで外構整備はまだ全くしていませんでしたので、最低限の補修と言いますか、改修と言いますか、そういった部分を前提で見直しをかせさせていただきますので、細かいことについては主幹より説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

**○勝又委員長**

はい主幹。

## ○企画政策課主幹

私の方から②番の清里情報交流施設きよ～るの外構についてご説明させていただきます。

きよ～るの外構につきましては前回、前々回の委員会でご説明させていただきました。各委員さんよりいろいろな意見をいただきまして参考としながら、担当部局として検討を重ねた結果、公園の外構については最小限の改修とし、安全性の確保と老朽施設の撤去、案内看板改修や設置を主とした整備を計画しております。

内容につきましては、議案の3ページの図面で御説明いたします。まず左上にあるA部につきましては耐久性、安全性のある公園の焼酎工場側にあります花壇を撤去いたしまして、工場につながる動線の確保を図ります。B部につきましては、既存の東屋の延命を図るために屋根の塗装を実施いたします。C部につきましては駐車場にある駐車帯の幅の変更を行います。D部につきましては来場者をきよ～るに導くために、施設入口にサインを新たに設置いたしまして、ロゴマーク等による表示を行いまして施設の内容がわかる標識の設置をいたしまして、それとあわせて道道にあります標識の改修を行います。図面左下になりますE部につきましては既存の水辺の衛生管理のために、水路に新たに滅菌機を設置いたします。F、G部につきましては冬の除雪と来客者に支障となっているきよ～る側の歩道角の解消や歩道の一部改修により安全性の確保を図りまして一部縁石の切り下げ等を行います。以上7箇所につきましては、最小限の改修を考えております。

きよ～るにつきましては本年7月より営業を開始したところでいろいろな御意見もあろうかと思いますが、本年の実績を踏まえた中で、今後改善が必要なものは変えていくことと、焼酎工場との連携、今後の経営や戦略については、今この短い時間の中ではなく今後に向けて各部局と協議しながら検討して進めなければならないものだと考えてございます。また、その上で公園施設全体としてのあり方などで改善や整備が必要な場合においては再度委員会に御提案し、協議させていただきたいと考えてございます。今回につきましては、公園の安全性と最小限の連動性の確保既存施設の維持のための最小限の改修を行うことを御提案させていただきます。以上で説明を終わります。

## ○勝又委員長

ただ今、清里情報交流施設きよ～るの外構についての説明がございました。委員の皆様方から。はい、河口委員。

## ○河口委員

一部について検討していただきたいことで、E部、散水部変更点という中で自動塩素投入機の部分については、水に対する塩素の濃度のきちんとした管理をしていただきたいということ、これには塩素殺菌もしていますという表示が大きく必要になっていくこと。これは小さい子どものアレルギーっていう問題が出てきますんで、必ずその表示と塩素管理だけきちんとやっていただく。やっぱり便利なものつくると、それなりの管理費かかっていくと思いますけど、このへんだけ十分に注意していただきたいと思います。以上です。

## ○勝又委員長

課長。

**○企画政策課長**

貴重な御意見だというふうに思っています。今まで塩素についても固形の塩素をほとんど落とす感じで、それが本当に適量だったのかどうかという部分もございますし、今回の分については水に対して安全と衛生面を確保する量を入れるようにしていきたいというふうな形で、最低限の安全性と環境を守るということに入れさせていただきました。またそういうアレルギーとかがあるというような部分も心配ですんで、そういった部分も配慮しながら進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○勝又委員長**

はい河口委員。

**○河口委員**

ぜひアレルギーの方があるということを前提においてやって、それは私自身が持っているものですから。ずっとつき合わなきゃならない。小さい子どもは、特に濃度が高くなると非常にやっぱり悪影響ありますので。十分注意して。

**○勝又委員長**

課長。

**○企画政策課長**

聞くとところによりますと、もちろん今我々が飲んでいる水道水についても微量の塩素も入っているわけですし、こういったものについて最低限のと言いますか、人体に影響がない計算の中での投入ということでもありますので、そういった部分については引き続き注意を図りながら設置のときには業者にとりも確認しながら配慮して設置してまいりたいというふうに思っています。

**○勝又委員長**

他委員さん。伊藤委員

**○伊藤委員**

今回前回の時と違って大分改修され、良い感じでないかなと思っております。ただ1点、私ちょっとよく解らないんですけど、なんで花壇を撤去するっていう話になったんですか。

**○勝又委員長**

課長。

**○企画政策課長**

この大型の花壇につきましては、前々から御指摘を受けているところでありますし、今回調査したところ、ご覧になって解るように見た目にもまっすぐではなくて、ちょっと反っているんですね。今すぐ倒れるってことはないというふうには思っておりますけども、余り長い先じゃない

うちに、倒れる可能性があるというような部分でこれはブロックでありまして、かなり重たいものであります。それでこの辺はちょっと危険な部分もございますので、すぐ来年再来年倒れるのかと言いますと、それは解りませんが、かなりこの反っているっていうんですか、業者が見た調査の部分でもちょっと危険だという判断をいただきました。そういった部分はやっぱり安全性に配慮しなければならないという部分がありますので、これについては安全性への配慮の中でこのタイミングで撤去させていただきたいというふうに思っております。

○勝又委員長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

反っていて、危険性もあるよということが解りました。それは改修じゃなくて撤去になるんですか。

○勝又委員長

課長

○企画政策課長

この花壇につきましては撤去をさせていただきたいというふうに。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

どうしてもその理由が私には解らないですよね。動線の確保なのか、なんなのか。普通は必要なものであれば、危険であれば改修になると思うんですよね、手直し。撤去するっていうことの説明が今の段階では僕には解らないんです。もう一回お願いしたい。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

改修ということであれば、花壇を再整備ということが改修ということになると思うんですけど、もともとここに花壇があった訳ですけども、この花壇の必要性についてもちょっと内部で議論しました。で、ここの花壇、なかなか手入れが浸透しないって言うんですか、そういった部分がちょっと高いって言う。花壇を見上げるって言いますか、そういった部分もあって、花壇としての機能として活かされているかどうかという部分があります。花壇については、そのシーニックデッキの横に花壇をつくったり入り口のところに、今まで雑草が生えていましたけども、今年から入口の所に花壇を少しずつ移したりということで見えるような形で花壇整備をさせていただきました。で、ここの花壇についてはご覧になっても解るように、あまり効果的なものでない

というような判断をさせていただきまして、新たにまた取り壊す部分については、そんなにお金はかかりませんが、新たに改修はかなり危険なんで、一回壊してまたつくるということになりますんで、そういった部分になりますとまた前回の議論になると思います。結構なお金がかかってきます。そしたらここには花壇をつくるよ、あそこには何をつくるよっていうことになってくるんです。またいろんな議論が必要になってくると思いますし、先ほど主幹の方から申し上げました、最小限の撤去や修繕を今回させていただき、安全の確保を図るとともに、その環境的にも余り影響がないような形でやっていきたいというようなコンセプトでやっておりますんで、ここにどうしても花壇が必要かどうかという議論があって、ここにどうしても花壇が必要だという議論があればちょっと変わってくるのかもしれませんが、花っていう部分のポジショニングの部分で考えていきますと、先ほど申し上げました、入り口の部分、さらにもし花壇のポリウレームが足りなければこ、こに仮設木製のボックスとかを置いて、効率的で経費も下げた形で花の見せ方っていうんですか、そういう取り組みをしていきたいなというふうに思っておりますので、もうちょっと細かい部分については、この花壇をとって、余りにも殺風景な部分がある木製のボックスを置くなり、そういった部分で環境美化というか景観的にも配慮してまいりたいというふうに思っておりますので御理解をいただきたいです。

**○勝又委員長**

伊藤委員。

**○伊藤委員**

今課長の方から説明していただいて僕ちょっとそこだったんです、要はその無くすことによって殺風景になる。そこを更地にして何か今後予定があってそういうことにしているのかなって変な勘繰りをしながら申し訳ないんですけど、ただ殺風景になると。要はこの町って花と緑のまちづくりをしてきた町が大きな花壇をただ単純に危険だから壊すのは、つじつまがどうしても町民に対して合わないかな、説明的にと思ったので、ちょっと聞いてみました。

ただいま課長おっしゃられるように殺風景になったらなったで、ブランターかなんかでということを考えているみたいなんで、とりあえず理解できました。

**○勝又委員長**

他。委員さん。加藤委員。

**○加藤副委員長**

1点だけ。この水中ポンプと塩素の関係、循環でということなんだけど、あまり美しい水が基本な町でもあるんで、経費的な問題もあるのかなという部分がちょっとあるんですが、塩素を入れたり水中ポンプで電気の消費をするよりは、上水道そのまま365日流しっぱなしにするわけでもないと思うんで、その辺を踏まえた中に飲料水をそのまま流しておく方法はあまりにも経費が膨大なのか。あるいはそれ以外の支障があるのか。その辺についてはどうなんですか。

**○勝又委員長**

はい課長。



## ○企画政策課長

その部分についても、議論させていただきました。できればここに例えば井戸を掘るってことにはならないかもしれませんが、なるべく衛生的な新鮮な水って言うか、今副委員長おっしゃられたように水道水出しばなしっていう部分も議論をさせていただきました。水の交換については、今まで頻度が1週間に1回というような話で、それも塩素を加えながらその状況によってはイベントとかの時にはもちろん入れ替えたりしております。そういった頻度もある程度アップしながらという部分もありますし、今ご提案ありました水道水の流しばなしって言うんですか、そういった部分の部分についても今議論をしておりますけど、経費的な部分も含めて一応の提案としては、この形で行きたいなと思っておりますけども。その部分についても今検討中ですので、最終的に小さな他の水飲み場が横のところが崩れているとかそういった御意見もありますし、そういった小さい部分も含めて臨時的な事業の中で再度見直しも図っていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

## ○勝又委員長

良いですか。他委員さんから。ありませんか。無ければ企画政策課全般通して質問漏れ等ございましたら。ありませんか。無ければ、以上で企画政策課終わらせていただきます。どうもご苦勞様でした。

## ○勝又委員長

大きな2番、意見書の取り扱いについて。4点ございます。事務局。

## ○議会事務局

それでは2番目の意見書の検討について、総務文教常任委員会所管の4件、意見書が提出されておりますのでご説明いたします。意見書の検討についてという見出しの1ページからです。

総務文教常任委員会所管の1件目、JR北海道、JR四国、JR貨物に係る税制特例の恒久化を求める意見書です。提出者は清里地区連合会長久郷康之氏で持参提出です。4ページをご覧ください。

この意見書の内容につきましては、記以下4点を読み上げて説明いたします。1、JR北海道・JR四国・JR貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置の継続及び恒久化を図ること。2、JR北海道はじめ旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置を継続すること。3、自然災害の多頻度化大規模化に踏まえ、これによって発生する鉄道施設整備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。4、老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた新スキームの拡充を図ること。

5ページをお開きください。2件目、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書です。提出者は、北海道議会議長会西村昭教氏でございますが関連団体として取り扱います。7ページをお開きください。読み上げて説明いたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も、幅広い分野に及ぶと共により積極的な活動が求められている。し

かしながら、昨年実施された、統一地方選挙において町村では議員への立候補が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが議員を志す、新たな人材確保につながっていくと考える。よって国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員厚生年金制度の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

続きまして、10ページをお開きください。3件目、大雨災害に関する意見書です。提出者は、同じく北海道議会議長会です。読み上げて説明いたします。

北海道では、本年8月、台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響を生じている。こうしたことから住民が1日も早く安心し、もとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。ついてはこのたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け下記の事項について特段の配慮を要望するため記以下8点について要望するものです。記以下8点の内容についてご参照願います。

4件目、JR北海道への経営支援を求める意見書です。提出者は、同じく北海道議会議長会です。13ページをご覧ください。読み上げて説明いたします。11月18日JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。この路線のいずれかが廃止となればその地域の過疎化が促進され、地域経済や住民の暮らしを決壊することとなる。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ない。JR北海道は、発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。よって国においては、地域住民の日常生活に重大な重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるようにJR北海道の経営が自立できるよう、財政支援等を図るよう強く要望する。

以上4件ですけれども、12月定例会に委員長名での意見書提出、また、この内容のご協議をお願いしたいと思っております。

#### ○勝又委員長

ただいま事務局より4点の意見書の取り扱いについての説明がございました。12月定例議会の方に取り扱うかということと、内容等で意見、委員の皆様方から何かございましたら。はい、河口委員。

#### ○河口委員

個人的な意見としては、地方議会議員の厚生年金制度への加入ってということについては、少し疑問符を持っている。皆さんはどう思ってるのか。これが基本的には非常勤なんだろうと思いますね。年間365日普通の会社関係に勤めて納めていることだし、国民年金の財源についても皆さん苦勞されて納めている中で、商店や一般の方が国民年金の中でやっている、我々議員が、厚生年金で正しいのかというと、ちょっと私自身は疑問かなという意見。これが清里町議会として意見書出せるのかどうかということでは、少し疑問を持っている人間なんですけど、皆さんの意見はどうなのかな。

### ○勝又委員長

ただ今河口委員の方からは、議員の厚生年金制度の加入について意見書についてどうかなというような意見もございました。これはおそらく議長会の関係でいろいろあったんでないかなと思いますので議長の方からもし、この経緯についてちょっと触れてもらえればと思います。

### ○田中議長

この件について、ここに書かれている内容のとおり、やはり地方議員のなり手が全国的に少ないという中で議員だけでは生活できない。これは従来から言われてきている。全国の議長会でもこういうことで統一されて要望するということになっておりますので。

### ○加藤副委員長

この問題は、突き詰めていくと河口さんの意見って当然私は出てくると思うんですけど、小さな町村の中ではこの問題っていうのはあまり大きくないのかなと、ある意味では思います。ただ、市やあるいは都道府県の形になっていったときに、本業として、生業を持たないでこの議員活動をやっているというパターンがあったときに、そこができないという場合はどうなるのかという部分もある意味では大きな部分があるのかなと。

一般に私みたいに生業を持っていて、定年になっちゃいましたから年金生活ですけど、そういう形の中で実際に若い人が実際にやろうとする時に、そのあとの保証がないという、これ1期ごとの問題にしていくと何らかの将来の保証ということについては大切だけでも、具体的に今河口さんの言われた内容やいろいろな部分の問題点っていうのは出てくると思います。国民年金の人やら厚生年金の人やら、あるいはそれは1期でいいのか、あるいは何期でないとだめなのか、色々な問題が出てくると思うけど、全くない人が一生懸命やってくれたときに、その後保障がないっていうのはどうなのかなと。ある意味ではそういうことがないような方策をとるための一手段として私は必要なのかなと。ただどうということが完全にOKなのかっていうのは、これから大きな論議がなされていく段階の途中でないだろうか。そういう意味では、ある意味では否定するものでもないような気を私はします。

### ○勝又委員長

議長。

### ○田中議長

議員活動というのは、委員会だとか定例会だとかばかりじゃなくて、日常においてもいろんな部分で活動される。そういう観点から、出た日数の計算でなくて、日常議員活動がされている観点からもよく考えていかないと。

### ○勝又委員長

意見はいろいろあっていいと思うけど。これ町村議長会で大会かなんかで議決して、議員研修時にも、あいさつの中で触れていたけど、ただいろいろ賛否きつとあると思いますけど。

○河口委員

清里議会として、この件だけ出しませんっていうんだったら解るんだけど、議会はこれで賛成ですかという。

○勝又委員長

どうでしょうかね。採決取らなくちゃいけませんか。おおむねの了解のもとに提出ということでもよろしいかどうかという分ですよね。良いでしょうか。いろいろちょっと問題ありますけども。これまた議長に、議長会の方でいろいろお話し願えればという部分で。出しどころがそこですか。よろしいですか。

○勝又委員長

それでは、よろしいでしょうか。取り扱うということで取り進めたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。ほか、意見書に関してはありませんか。なければ終わります。大きな3番、次回委員会の開催について。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○勝又委員長

4. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。  
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

---

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第14回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時17分)